

# 専修学校職業実践専門課程 第三者評価報告書 (理容分野)

学校法人 山陰理容美容学園

松江理容美容専門大学校

平成29年5月

一般社団法人専門職高等教育質保証機構

# 目次

<b>I</b>	<b>評価結果 .....</b>	<b>1</b>
<b>II</b>	<b>基準ごとの評価 .....</b>	<b>2</b>
	基準 1 目的・目標の設定および入学者選抜 .....	2
	基準 2 専修学校設置基準および理容師養成施設指定規則の適合性 .....	5
	基準 3 職業実践専門課程の認定要件の適合性 .....	9
	基準 4 内部質保証 .....	11
	基準 5 学修成果 .....	14

## 【参考資料】

対象学校から提出された自己評価書から転載

- I 現況および特徴（学校名、所在地、学生数および教員数、特徴）
- II 学校の目的・目標
- III 自己評価の概要

# I 評価結果

松江理容美容専門大学校は、専修学校設置基準、理容師養成施設指定規則および職業実践専門課程認定要件をはじめ関係法令に適合し、専門職高等教育質保証機構が定める評価基準を満たしています。

主な優れた点として、次のことが挙げられます。

- Web ページが充実しており、多くの教育活動情報が掲載され、有効に利用されています。
- 松江市教育委員会が企画する「高等学校進路指導教員を対象とした松江市内専修学校見学会」に参加して地域と連携した学生募集活動が行われています。
- 島根県立松江養護学校の生徒への「身だしなみ講習会」、障害者救護施設「泉の園」の入所者へのカットサービス、市内小学校 2 年生の町探検授業への協力など、教育目標「徳性の涵養」の一助となる取組が実施されています。
- 教職員一人ひとりの自己評価を実施し、それが教職員一人ひとりの目標設定に結びついています。
- 理容師免許の合格率は、平成 22 年以後 100%です。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられます。

- 入学者の増加のための、組織的な学生募集対策と抜本的な対策が必要です。

上記のほか、更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられます。

- 学生を対象とした授業アンケートによって、満足度調査は実施されていますが、その結果を詳細に分析・解析して、さらなる教育の質の改善・向上に資することが望まれます。
- 卒業生や就職先の関係者に対する組織的・全学的な意見聴取の仕組みを構築することが望まれます。

## Ⅱ 基準ごとの評価

### 基準1 目的・目標の設定および入学者選抜

- 目的・目標が、適切かつ明確に定められており、その内容が職業実践的な教育に適したものとなっており、当該目的・目標が周知、公表されていること。
- 入学者受入方針が明確に定められ、それに沿った学生の受入が適切・公正に実施され、機能していること。
- 実入学者が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

**【評価結果】** 基準1を満たしている。

評価結果の根拠・理由

1-1 学校の目的・目標において、学生が身につける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等が、適切かつ明確に定められているか。

松江理容美容専門大学の目的は、学則に「この学校は、学校教育法、理容師法および美容師法に基づき、将来理容師・美容師になろうとする者に必要な知識技術を授け、併せて徳性を涵養することを目的とする」と記載され、適切かつ明確に定められています。このほか、山陰理容美容学園寄附行為、シラバス、学生手帳、Web ページ等にも、養成する人材像等が、明確に記載されています。理容師、美容師としての知識・技術に加えて、徳性の涵養も目的に掲げています。このことは学生手帳や Web ページにも記載されており、徳性の涵養のため教育目標（学校訓）として、以下のよう

1. 職業の全ては国家・社会に寄与するという自覚に立つ。
2. 学業に励み能力と知性を養う。
3. 自由と責任の区別を明らかにし強い意志を育てる。
4. 自己を大切に創造力を養い個性を伸ばす。
5. 社会における自己の立場をきわめ良き社会人となる。

1-2 学校の目的・目標が、構成員（教職員および学生）に周知され、社会に広く公表されているか。

学校の目的・目標は、Web ページで教職員、学生、社会へ広く公表されています。

教職員に対しては、新年度最初の定例会議で確認しており、学生へは学生手帳やシラバスでも周知され、教育目標（学校訓）を学校ホールに掲げています。受験生へは、学生募集要項や学校案内パンフレット、オープンキャンパス等で周知されています。Web ページに『情報公開』の項目を設置し、学校関係者への情報提供の基本方針を掲げ、学校法人の高い公益性や、自主的・自立的に運営する機能を充実させる観点から、教育活動・学校運営等に関する情報の公開を実施しています。

1-3 学校の目的・目標に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されているか。

学校の目的・目標、入学選抜の基本方針は、学生募集要項、Web ページなどに、公表・周知されています。求める学生像については、学生募集要項の自己推薦入試では、「学力だけの評価ではなく受験生の熱意・個性・夢など、理容・美容に対する考え方や将来の目標を確認・評価し、本当に合った学校を選ぶための入試です。」「自分の明確な目標や理容・美容に対する強い思いを持ち、その思いを表現し行動できる方」と求める人材像を明確にしています。一方、Web ページには「自ら積極的かつ継続的に問題解決に取り組むことができる、多様な才能をもった人間力豊かな意欲的な人を選考する」と記されています。学生募集要項と表現は異なりますが、内容的には共通し、いろいろな角度からの相互説明・理解によって多種多様な人材発掘・人材確保するための表現になっています。

1-4 入学者受入方針に沿った学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が、適切な実施体制により公正に実施されているか。

学生の受入方法は、自己推薦入試、特待生入試、推薦入試、一般入試の4種類があり、入学者受入方針に沿った学生の受入方法が採用されています。入学試験実施要領、入学試験監督要領、入学試験事故処理要領（災害対応）の3種類の実施要領を基に、学長を本部長とする入学試験実施本部によって一元化した組織により、公正に実施されています。情報開示システムが設けられており、過去の入学試験問題や入学試験結果の開示請求もでき、入学者選抜の公正さが確認できます。

以上のことから、入学者選抜は、適切な体制により公正に実施されていると判断します。

1-5 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、または大幅に下回る状況になっていないか。その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成 14 年度から 28 年度にかけて、入学者数は入学定員に対し充足率平均 21.8% でした。この充足率は全国平均 20.7% を多少上回っているものの、平成 26 年から 28 年の 3 年間では平均 12.5% と、実入学者数は入学定員を大幅に下回っています。

高等学校への学校訪問、企業と提携して高等学校での課外授業、島根県高等学校専修学校進路指導協議会での情報交換、松江市教育委員会が企画する「高等学校進路指導教員を対象とした松江市内専修学校見学会」に参加など、学生募集の努力は続けられていますが、解決にはいたっていません。全国的な学生数減少という厳しい状況にあり、学校の努力のみでは解決できない事情もあるものの、組織一丸となった学生募集対策と抜本的な対策が必要です。

以上の内容を総合して、「**基準 1 を満たしている。**」と判断します。

#### **【優れた点】**

- Web ページが充実しており、多くの教育活動情報が掲載され、有効に利用されています。
- 松江市教育委員会が企画する「高等学校進路指導教員を対象とした松江市内専修学校見学会」に参加して地域と連携した学生募集活動が行われています。

#### **【改善を要する点】**

- 入学者の増加のための組織的な学生募集対策と抜本的な対策が必要です。

#### **【更なる向上が期待される点】**

## 基準2 専修学校設置基準および理容師養成施設指定規則の適合性

- 専修学校設置基準および理容師養成施設指定規則等の定める、教員資格、教員数、授業時数、校地校舎の面積、施設等に適合していること。
- 目的・目標に照らして、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準、授与される職業資格との関係において適切であり、当該職業分野の期待に応えるものになっていること。
- 教育組織および教育課程に対応した施設・設備ならびに図書、教育上必要な資料が整備され、有効に活用されているか。
- 学習を進める上での履修指導および学習相談・助言が適切に行われていること。
- 目的・目標を達成するために必要な管理運営のための組織および事務組織が整備され、機能していること。

**【評価結果】** 基準2を満たしている。

評価結果の根拠・理由

2-1 教員組織および職員組織の編制のための基本の方針を有しており、それに基づいた教職員の採用および組織編制が行われているか。

専修学校設置基準および理容師養成施設指定規則を遵守し、教職員の採用ならびに組織編成が行われています。学務局では、理容師養成施設指定規則による基本の方針（教員基準数等）に基づいて、専任教員（3名）および兼任教員（15名）が適切に配置され、必修科目（課目）と選択必修科目（課目）の講義・実習が実施されています。

職員についても、多様な技術力で学校経営に積極的に貢献できる人材が採用され、事務局を編成して業務が遂行されています。

以上のことから、教職員の採用および組織編成は、適切に行われていると判断します。

2-2 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、専門分野に関し教育上の指導能力があると認められる専任教員が、関係法令が定める数以上置かれているか。

教育課程を遂行するために必要な指導力を有する教員ならびに教員数（理容師養成施設指定規則第4条）が確保されています。

専門分野に関する教育上の指導能力については、同規則第4条に記載の通り、理容

師免許を受けた後、3年以上実務に従事した経験があり、かつ厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了した者であって、能力向上に努め充分にその指導力を有する教員が講義・実技を担当しています。

2-3 授業科目（課目）が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。教育課程の編成や教育内容が、学生の多様なニーズ、関係業界の発展動向、社会からの要請等を反映したものになっているか。

専攻分野である理容領域の知識・技術、さらには就職先としての関係企業ならびに業界（県理容生活衛生同業組合加盟店舗）と連携をとりながら、学生の多様なニーズに対応し、職業に必要な実践的かつ専門的能力を体系的に身につけることが可能となっています。理容実習（必修課目）およびインターンシップ（学外実習）は、島根県ばかりでなく、隣県の鳥取県の企業・業界とも連携をとりながら実施されています。

島根県立松江養護学校の生徒への「身だしなみ講習会」、障害者救護施設「泉の園」の入所者へのカットサービス、市内小学校2年生の町探検授業への協力など、教育目標「徳性の涵養」の一助となる取組が実施されています。

以上のことから、教育課程は体系的に編成され、学生の多様なニーズ、関係業界の発展動向、社会からの要請等を反映したものとなっていると判断します。

2-4 学生の履修に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。ひとつの授業科目（課目）について同時に授業を受ける学生数が、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数となっているか。

学生の履修に配慮した適切な時間割の設定等がなされており、教育効果を十分にあげられる適当な人数となっています。一部教科科目（課目）では、同時授業を行うことが厚生労働大臣に届出・承認されていますが、その場合でも、学生数・授業方法・施設設備等に教育上および学修上支障がないものとし、併せて学生の教科科目（課目）の履修に過度な負担が生じないように、かつ教育効果をあげられるよう配慮されています。

2-5 学生の履修指導および学習相談・助言が、学生の多様性（履修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行われているか。

履修全般については、学務局長が体系的に指導説明を行い、さらに、クラス担任が細部の履修説明を行なっています。学習相談・助言については、直接担任へ相談する個人面談の体制が整備されています。これらの情報は教職員で朝礼・終礼時に共有さ



れています。

最近、学生が抱える問題が多様化しており、「学生に対する指導や相談」そのものが変貌しつつあり、その対策の検討が、当該学生の担任を中心にした教職員会議で行われています。

2-6 教育課程に対応した施設・設備（図書、視聴覚資料その他の教育上必要な資料を含む）が整備され、有効に活用されているか。

指導要領に従い、学修上必要な機械器具、標本および模型、図書（専門書・学術雑誌）、情報ネットワーク（図書室情報検索 PC）ならびにその他の備品（普通教室では学生用椅子および机、実習室では理容用椅子、実験器具、視聴覚機器、顕微鏡、人体模型）が整備され、有効に活用されています。

2-7 学生支援の一環として、学生がその能力および適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言が適切に行われているか。

学生に対する進路指導は、クラス担任を中心に行っています。就職活動では、企業によるガイダンス、求人票で学生の就職活動を支援し、就職希望者は 100% の就職率となっています。就職については、インターンシップ制（在学 2 年間で 15 日×2 回=30 日間）が有効に活用されています。さらに、三者面談（学生・保護者・学校）を 4 回実施し、情報管理・提供および指導・助言が行われています。

2-8 特別な支援が必要と考えられる者への学習支援、生活支援等の実施体制が整備されているか。

保護者の低所得が原因で在学する学生の授業料等の学費納入に遅延を生じる例が多くみられますが、事務局と学務局が担任と共に学生に対して定期的に面談しています。生活支援等で長期欠席をなくし、卒業・国家試験に合格して社会人をめざす体制が整備されています。

留学生や障害がある学生は、現在いないとのことですが、受け入れるための支援体制の整備が必要です。

以上の内容を総合して、「**基準 2 を満たしている。**」と判断します。

#### 【優れた点】

- 島根県立松江養護学校の生徒への「身だしなみ講習会」、障害者救護施設「泉の園」

の入所者へのカットサービス、市内小学校 2 年生の町探検授業への協力など、教育目標「徳性の涵養」の一助となる取組が実施されています。

**【改善を要する点】**

**【更なる向上が期待される点】**

### 基準3 職業実践専門課程の認定要件の適合性

- 職業実践専門課程の各認定要件（教育課程編成委員会、企業等と連携した実習・演習、教育活動等に関する情報公開）に適合していること。

**【評価結果】** 基準3を満たしている。

評価結果の根拠・理由

3-1 教育課程編成委員会等の委員構成が適切であり、委員会が適宜開催され、その結果が教育課程の内容に反映されているか。（なお、教育課程の編成内容に関しては、基本的な観点 2-2～2-5 において評価する。）

教育課程編成委員会は、専攻分野に関する学術機関の有識者、理容美容業界から実務に関する知識・技術・技能について知見を有する理容師・美容師、教育課程の編成責任者として学長で構成され、年2回開催されています。

業界の要請を活かしつつ実践的かつ専門的な職業教育を主体的に実施し、理容実習（必修科目）および理容総合技術（選択必修科目）に委員会の意見を反映させ、カリキュラムの改善等の教育課程の編成を定期的に行っています。本学が所在する島根県ばかりでなく隣県の鳥取県に対しても、学生の就職先としての企業・業界と密に連携をとりながらインターンシップ（学外実習）等の授業・実習が実施されています。

以上のことから、教育課程編成委員会の構成は適切であり、委員会の意見は、カリキュラム等の改善に反映されていると判断します。

3-2 企業等と連携した実習・演習等が適切に実施され、教育課程の中で有効に機能しているか。

実践的かつ専門的な能力を身につけるべく企業でのインターンシップ（学外実習）が、1年次105時間、2年次105時間の2回実施されています。実習中、学生は毎日、作業内容と反省・感想を記録し、実習先の企業では学生の学修成果を評価することで、業界ニーズを把握しやすく、カリキュラム編成にフィードバックしやすくなっています。

3-3 教育活動等に関する情報が、ホームページ等により適切に公表されているか。

教育理念・各学科紹介・入学試験情報・オープンキャンパス・教職員・在学生卒業生情報・ボランティア活動・資格取得・就職活動等が Web ページに公表されています。

さらに、学校関係者評価結果、学校の財務状況、入学試験問題・合否結果等の教育活動情報等も Web ページに掲載されており、内容は充実しています。

以上の内容を総合して、「**基準 3 を満たしている。**」と判断します。

**【優れた点】**

**【改善を要する点】**

**【更なる向上が期待される点】**

## 基準4 内部質保証

- 教育の状況等について、自己点検・評価および企業と連携した学校関係者評価が定期的実施され、それらの結果に基づいて質の改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 教職員等に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】 基準4を満たしている。

評価結果の根拠・理由

4-1 学生受入の状況、教育の状況および成果や効果について、自己点検・評価および学校関係者評価が適切かつ組織的に行われているか。その際、学生からの意見、学外関係者の意見や専門職域に係わる社会のニーズが、自己点検・評価および学校関係者評価に適切な形で反映されているか。

学校関係者評価委員会による評価結果に基づいて、より質の高い実践的な学校運営の改善と充実が、組織的に実施されています。

自己申告書、評価・育成表では、学習指導・生徒指導（学級経営）・校務分掌の各項目について意欲・能力・実績の観点から点検評価が実施されています。教職員自己評価では、各年度に定める重点的目標や計画さらに学校関係者評価委員会との共通項目についての評価が実施されています。

学生による授業評価は、平成27年度より実施され、その解析が進められています。教職員による自己点検・評価も行われ、学校関係者評価等に適切な形で反映されると判断します。

財務に関する資料は、Web ページに掲載されており、会計報告は、監事により承認されています。

4-2 自己点検・評価および学校関係者評価の結果が学校内および社会に対して広く公開されているか。

自己点検・評価および学校関係者評価の結果は、Web ページによって広く公開されています。

学校関係者評価委員会では、以下の10項目について評価し、各委員の意見を適切かつ組織的に広く社会に対して公表しています。(1)教育理念(2)学校運営(3)教育活動

(4)学修成果(5)学生支援(6)教育環境(7)学生募集(8)財務状況(9)法令遵守(10)社会貢献  
地域貢献。

4-3 自己点検・評価および学校関係者評価の結果がフィードバックされ、教育の質の改善・向上のための取組が組織的に行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

自己点検・評価および学校関係者評価等の結果は、教職員との個別面談等を通じて、教育の質の改善・向上や教育課程の見直しにつながっています。評価・育成表によるシステムが構築され、平成 17 年 4 月 1 日より稼働し成果をあげています。また、教員相互間でも講義・実習についての情報交換や放課後の教員間カット練習会等も行われています。

以上のことから、教育の質の改善・向上のための取組が組織的に行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているものと判断します。

4-4 企業等と連携した組織的な教員研修（ファカルティ・ディベロップメント）および職員研修（スタッフ・ディベロップメント）が適切に実施され、それらが教育の質の改善・向上に有効に機能しているか。

企業等との連携による教職員の研修について、本学の基本方針として、「教職員は職業に関係した実務に関する知識、技術および技能、ならびに学生への指導力の修得のために自発的に研修に励み、かつ企業等から講師を招いて学内で実施する研修、職能団体等が実施する研修等を活用して、資質の向上に計画的に努めなければならない。」

（就業規則第 33 条）としています。研修は二段階制とし、第一段階は「全国理容師美容師養成施設教職員研修（4 日間）」、第二段階は「専門分野別の各教員領域の研修（10～18 日間）」であり、職業実践的かつ専門的な領域での知識・技術力等のスキルアップまたは学生への指導力の向上を図ることを目的として筆記および実技の研修修了認定試験に合格することが求められます。

職員研修についても、業務の許す限り積極的に参加し、学校業務の質向上を進めています。

以上の内容を総合して、「**基準 4 を満たしている。**」と判断します。

#### 【優れた点】

- 教職員一人ひとりの自己評価（自己申告）を実施し、それが教職員一人ひとりの目標設定に結びついています。

**【改善を要する点】**

**【更なる向上が期待される点】**

## 基準5 学修成果

- 目的・目標において意図している、学生が身につける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、学修成果があがっていること。
- 当該職業分野の期待に応える職業実践的な学修成果があがっていること。

### 【評価結果】 基準5を満たしている。

#### 評価結果の根拠・理由

5-1 単位修得、修了状況、資格取得の状況等から判断して、意図している学修成果があがっているか。

国家資格である理容師免許の合格率は、平成22年以後100%です。在学中のデータ（単位修得率、専門士取得率、進級率、標準修業年限内の修了率、留年・休学・退学状況、成績評価の分布表、資格取得者数、国家試験合格率、各種競技会の受賞数等）から判断しても学修成果があがっています。

以上のことを総合的に勘案して、意図している学修成果があがっていると判断します。

5-2 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、意図している学修成果があがっているか。

アンケート方式での学生による授業評価（平成27年度）を実施し、統計的解析方法によって授業評価対象のすべての教員、すべての講義・実習について結果および考察をまとめました。今後、記述式回答項目について、テキストマイニング法により分析して魅力ある授業方法を解析し、さらなる授業の改善・向上に資することが望まれます。

5-3 修了後の進路の状況等の実績や成果から判断して、意図している学修成果があがっているか。

最近数年間の就職率100%、卒業後のコンテスト受賞歴等を総合的に勘案して、意図している学修成果があがっていると判断します。今後、経年的な卒業後の卒業生動態や卒業生の社会での活躍状況等を組織的に情報収集し、修了後の学生の活躍を把握していくことが望まれます。



5-4 修了生や就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、意図している学修成果があがっているか。

来校した卒業生や就職先の関係者と意見交換が実施されています。就職先関係者とは、インターンシップの打ち合わせの機会にも意見聴取が行われています。さらに、組織的・全学的な意見聴取の仕組み構築が望まれます。

以上の内容を総合して、「**基準 5 を満たしている。**」と判断します。

**【優れた点】**

- 理容師免許の合格率は、平成 22 年度～28 年度 100%です。

**【改善を要する点】**

**【更なる向上が期待される点】**

- 学生を対象とした授業アンケートによって、満足度調査は実施されていますが、その結果を詳細に分析・解析して、教育の質の改善・向上に資することが望まれます。
- 経年的な卒業後の卒業生動態や卒業生の社会での活躍状況等を組織的に情報収集し、修了後の学生の活躍を把握していくことが望まれます。
- 卒業生や就職先の関係者に対する組織的・全学的な意見聴取の仕組みを構築することが望まれます。

## 【参考資料】

参考資料として対象学校から提出された自己評価書から、下記の項目について原則として原文のまま掲載します。

### I 現況および特徴（学校名、所在地、学生数および教員数、特徴）

#### ■学校名

学校法人 山陰理容美容学園 松江理容美容専門大学校

#### ■所在地

〒690-0017 島根県松江市西津田 2 丁目 15 番 5 号

#### ■学生数および教員数（評価実施年度 5 月 1 日現在）

理容学科（ヘアデザインコース、ヘアビジネスコース）学生数 10 人、常勤教員数 3 人、非常勤教員数 15 人

美容学科（メイクアップコース、ネイルアートコース、エステティックコース、ブライダルコーディネーターコース）学生数 72 人、常勤教員数 3 人、非常勤教員数 16 人

#### ■特徴

本学は、昭和 32 年厚生省より理容師・美容師養成施設として指定され、松江高等理容美容学校として開校した。同年学校法人認可の後、昭和 35 年に松江市西津田町 571 番地に新築移転し、昭和 52 年に専修学校に認可され、翌年に松江高等理容美容専修学校となった。さらに、昭和 59 年に市区画整備・地番変更により現在の松江市西津田 2 丁目 15 番 5 号となり、昭和 63 年には校舎を新築し、校名を松江理容美容専修学校とした。そして平成 10 年には法改正に伴い、2 年制の専門課程が認可され松江理容美容専門学校となり、平成 21 年には単位制を導入し、平成 25 年には理容学科・美容学科に 6 つのコースを新設し、平成 26 年に文部科学大臣により職業実践専門課程認定校となり、松江理容美容専門大学校に名称を変更し、現在に至っている。

本学の理容学科にはヘアデザインコースとヘアビジネスコースがあり、コース選択を 2 年次に行っている。その他、美容学科には 4 コース（メイクアップコース、ネイルアートコース、エステティックコース、ブライダルコーディネーターコース）が整備されている。本学では自主・自立の精神のもと、個性輝く多様な機能を有する専門職教育・職業教育を担う高等教育機関として、最も国内で高齢化率が高い島根県の学校としてボランティア活動に力を入れ、地方創生（まち・ひと・しごと創生）に寄与できる人材を育成している。さらに、教育基本法が改正され教育の目標の重要な一つとして職業

教育の役割が新たに示され、専門職修得後の地域への若者の定住化にも重点を置いている。『知識』と『技術』の『融合』という教育理念は、本学の教育の根幹を成し指導理念としても堅持されている。

一方、専門学校は高等学校卒業者の進学先として大学に次いで二番目に大きな進学先となり、実践的な職業教育を行う教育機関として我が国の高等教育の重要な一翼を担っている。近年、欧米はじめ世界各国において高等職業教育の改革が唱えられ、高等教育改革の中で第三者による質保証(評価)は必要不可欠なものとなっている。これに伴い、平成 27 年度には、本学美容学科が専門職高等教育質保証機構による第三者評価を受審し、すべての評価基準が満たされ学校の質保証が担保され、認定証が授与されている。

以上のことから、昨年度の美容学科に続き、此の度の本学理容学科の専修学校職業実践専門課程第三者評価の受審は、本課程の教育水準の維持及び向上を図ると共に、個性的で多様な発展に寄与するものと考えている。すなわち、定期的な評価は教育活動の質を保証し、多面的な評価を実施することによって、その評価結果から教育活動の改善・向上を可能とし、かつ教育内容についての情報開示は、社会的な説明責任を果たす重要な意味をもっている。よって、この状況を鑑み、本学では本年度の理容学科の第三者評価を平成 28 年度の本学最重要課題かつ目標として位置付け、全力で推進するものである。

## II 学校の目的・目標

本学園及び本学の教育理念については、本学校法人寄附行為に「この法人は教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行い、理容師・美容師の優秀な人材を育成すること」を目的とする、と記載がある。そして、本学学則には「この学校は、学校教育法、理容師法及び美容師法に基づき、将来理容師・美容師になろうとする者に必要な知識技術を授け、併せて徳性を涵養する」ことを目的とする、と掲げられている。さらに、理容学科・美容学科共通の教育目標(学校訓)として、特に養成する職業人の人材像・専門職教育を通じて養う能力や素養を中心に、以下の五項目を挙げている。(1)職業のすべては国家・社会に寄与するという自覚に立つ。(2)学業にはげみ能力と知性を養う。(3)自由と責任の区別を明らかにし強い意志を育てる。(4)自己を大切に創造力を養い個性を伸ばす。(5)社会における自己の立場をきわめ良き社会人となる。すべてこれらは昭和 32 年の開校当時から粛々と受け継がれてきている最重要項目である。

一方、本学が位置する島根県は、高齢化率が昭和 50 年から平成 21 年まで 35 年間連続で全国第 1 位、平成 22 年から平成 23 年までは全国第 2 位、そして平成 24 年から平成 25 年(最新データ)まで全国 3 位である。これらは総務省統計局・県統計調査課の

発表であるが、超高齢化問題は県政の重要課題であり、国内最悪の高齢化率から脱し得ていない厳しい状況下にあり、教育面にも影響を及ぼしかねない、決して看過できない社会問題となっている。

かつて、本学は福祉理容・福祉美容をかかげ、卒業時に理容師・美容師の国家資格と訪問介護員2級(ヘルパー2級)の両方が取得できるカリキュラムを実施し、平成12年4月から平成24年3月までの12年間に多くの学生を社会に輩出してきた。しかしながら、社会が変遷し、厚生労働省は訪問介護員を廃止、介護職員初任者に一元化し、介護人材のキャリアパスについては介護福祉士を基本とした。本学はカリキュラムを直ちに変更し、平成25年新たに理容学科・美容学科に6つのコースを新設し、理容師・美容師として多くの関連資格の取得を目標とした。これにより、本来の理容師・美容師の付加価値を高めることができ、さらに在学中のカリキュラムにボランティア活動・インターンシップを多く取り入れることによって県内・地元への高い就職率が維持でき、さらには専門職修得後の地域への若者の定住化にも貢献でき、最も国内で高齢化率が高い島根県の学校だからこそできる教育を前記の目的・目標の元で実践できるように大きく舵をきった。

現在は開校当時の理念を基本に、教育版“地産地消”ひいては“地方創生”をめざし、『知識』と『技術』の双方が『相互に触発または融合』し合って、理容技術・美容技術を通して、地域社会貢献・ボランティア活動に多く参加し、若者の定住化対策に寄与できる地域密着型の学校として教育を実践している。換言すれば、『教養』と『専門性』の両者を涵養することにより、『知識』と『技術』がバランスよく『融合』した社会人を養成する理念であり、『知識と技術の融合』の実践こそが本学の目的である。

### Ⅲ 自己評価の概要

#### ■基準1 目的・目標の設定および入学者選抜について

この基準では、学校の目的・目標が社会との接続の観点を含めて具体的に設定されているか、さらにその目的・目標が職業実践的な教育に適したものとなっているかを評価した。また、入学者受入方針に沿って入学者選抜が適切に実施され、実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっているかについても、併せて評価した。

都市部(大都会)ではみられない、地方都市(田舎)の学校としての目的・目標の設定となった。すなわち、残念ながら島根県の現状では『高齢化』については「最もすすんでいる県(ワースト1)」であり、学校経営にも影響を及ぼすものの、しかしその中でも、一連の「理容・美容」を通して→「入学生の確保」→「魅力ある学校づくり」→「若者の定住化」と、「第三者評価を受審」→「PDCA サイクル」→「点検・評価・改善」とを密接に連動させて、島根県の学校ならではの教育・運営に全力で邁進している。

各基本的な 1-1 養成人材像、1-2 学校の目的・目標、1-3 入学者受入方針、1-4 入学者選抜の観点についての評価達成度を[十分に達成(100%)、概ね達成(80%)、普通(60%)、まだ不十分(40%)、ほとんど進んでいない(20%)、N.A.(当てはまらない)として分類すると、概ね達成できている結果と考える。

しかしながら、最重要課題である 1-5 定員維持の観点については学校存続の最重要課題であり、学外への広報活動に改善の余地が残っていると感じられる。今後は、課題解決のために教職員一同全力で邁進していく覚悟である。

基準ごとに観点の分析を整理し、当該基準全体に係る自己評価の概要を、社会に分かりやすい形式でまとめると下表の結果となる。

基準分類	基本的観点	評価達成結果※					
1-1	養成人材像	5	④	3	2	1	N.A.
1-2	学校の目的・目標	5	④	3	2	1	N.A.
1-3	入学者受入方針	5	4	③	2	1	N.A.
1-4	入学者選抜	5	④	3	2	1	N.A.
1-5	定員維持	5	4	3	②	1	N.A.

※ 5:十分に達成(100%) 4:概ね達成(80%) 3:普通(60%) 2:まだ不十分(40%) 1:ほとんど進んでいない(20%) N.A.:当てはまらない

## ■基準2 専修学校設置基準および理容師養成施設指定規則等の適合性について

この基準では、本学が専修学校設置基準および理容師養成施設指定規則等の定める、教員資格・教員数・授業時数・校地校舎面積・施設等に適合しているか評価した。また、学校の目的・目標に照らして、教育課程が体系的に編成されているか、その内容・水準・授与される職業資格との関係において適切であるかどうか、さらに当該職業分野の期待に応えるものになっているかについても評価した。

これまで本学は、厚生労働省により直接、理容師美容師養成施設の指定後における養成施設の管理・運営状況を把握する目的で、実地において立入指導調査を受けており、受審の度に改善を進めてきた。

- ・平成 17 年 11 月 11 日 厚生労働省中国四国厚生局 大津知彦氏  
12 日 高橋康大氏
- ・平成 20 年 7 月 03 日 厚生労働省中国四国厚生局 長坂伸司氏  
04 日 奴井直氏
- ・平成 24 年 9 月 12 日 厚生労働省中国四国厚生局 大和育代氏  
13 日 吉村秀和氏

此の度の各基本的な 2-1 教職員組織の編制・運用、2-2 必要な教員の確保、2-3 教育体系の適切性、2-4 時間割や授業の適切性、2-5 学生に対する履修指導・学習相談、

2-6 教育課程に対応した設備、2-7 学生に対する進路指導、2-8 特別な支援が必要な者への対応の観点についての評価達成度を[十分に達成(100%)、概ね達成(80%)、普通(60%)、まだ不十分(40%)、ほとんど進んでいない(20%)、N.A.(当てはまらない)]、として分類すると、概ね達成できている結果と考える。

しかしながら、一方で基準分類 2-5 にみられるような、学生への履修指導や学習相談に関連して、所謂「問題をかかえる学生」に対し、面談を重ねていって見えてくるものは、保護者からの経済的支援が断られたり、家庭環境の激変という社会問題性の強い事例にたどりつくケースが多くある。担任が、学務局が、事務局が 24 時間体制でサポートしても、現代の陰の部分の問題に悩む学生を救済できない例が年々増加し危惧する。

基準ごとに観点の分析を整理し、当該基準全体に係る自己評価の概要を、社会に分かりやすい形式でまとめると下表の結果となる。

基準分類	基本的観点	評価達成結果*					
2-1	教職員組織の編制・運用	⑤	4	3	2	1	N.A.
2-2	必要な教員の確保	⑤	4	3	2	1	N.A.
2-3	教育体系の適切性	5	④	3	2	1	N.A.
2-4	時間割や授業の適切性	⑤	4	3	2	1	N.A.
2-5	学生に対する履修指導・学生相談	5	4	③	2	1	N.A.
2-6	教育課程に対応した設備	5	4	③	2	1	N.A.
2-7	学生に対する進路指導	5	④	3	2	1	N.A.
2-8	特別な支援が必要な者への対応	5	④	3	2	1	N.A.

※ 5:十分に達成 (100%) 4:概ね達成 (80%) 3:普通 (60%) 2:まだ不十分 (40%) 1:ほとんど進んでいない (20%) N.A.:当てはまらない

### ■ 基準 3 職業実践専門課程の認定要件の適合性について

この基準では、本学が職業実践専門課程の各認定要件に適合しているかどうかを評価した。

本学は、当時の下村博文文部科学大臣により平成 26 年 3 月 31 日付けで職業実践専門課程として認定された(平成 26 年 3 月 31 日官報文部科学省告示第 59 号)。基本的な 3-1 教育課程編成委員会等の委員構成、3-2 企業等との連携による実習・演習、3-3 教育活動等に関する情報公開の評価達成度は、各観点において達成できていると考える。

基準ごとに観点の分析を整理し、当該基準全体に係る自己評価の概要を、社会に分かりやすい形式でまとめると下表の結果となる。

基準分類	基本的観点	評価達成結果*					
3-1	教育課程編成委員会等の委員構成	⑤	4	3	2	1	N. A.
3-2	企業等との連携による実習・演習	5	④	3	2	1	N. A.
3-3	教育活動等に関する情報公開	⑤	4	3	2	1	N. A.

\* 5:十分に達成 (100%) 4:概ね達成 (80%) 3:普通 (60%) 2:まだ不十分 (40%) 1:ほとんど進んでいない (20%) N. A.:当てはまらない

#### ■基準4 内部質保証について

この基準では、自己点検・自己評価および企業と連携した学校関係者評価が適切かつ定期的に実施され、それらの結果が質の改善・向上につながっているかどうかを評価した。また、教員に対する研修(ファカルティ・ディベロップメント、FD)ならびに職員に対する研修(スタッフ・ディベロップメント、SD)等、教職員の資質の向上を図るための取り組みが適切に行われているかについても評価した。

各基本的な4-1自己評価・学校関係者評価の実施、4-2自己評価・学校関係者評価の公開、4-3自己評価・学校関係者評価に基づく改善、4-4企業等との連携による教職研修の観点についての評価達成度を[十分に達成(100%)、概ね達成(80%)、普通(60%)、まだ不十分(40%)、ほとんど進んでいない(20%)、N. A.(当てはまらない)]として分類すると、概ね達成できている結果と考える。

その中で、教職員の教育の質の改善・向上を図るために研修へ参加・受講をしているが、職業実践的かつ専門的な技術力等のスキルアップならびに学生への教授力および指導力の向上を図ることにややもすればウエートがおかれてしまい、FDの受講回数・実施回数の方がSDより多い傾向にある、と前年度の受審時に指導をうけた。

これに関して、この一年間でその点を改善し、SDについてもFDと同様に、多くの研修に参加し、教育の質の向上が実行できた。教員そして職員共に本学にとって重要な職務を遂行する立場である故、教員・職員の両者がバランスよく専門職教育の水準の維持向上に資するよう、また寄与できるように繋げていきたい。

基準ごとに観点の分析を整理し、当該基準全体に係る自己評価の概要を、社会に分かりやすい形式でまとめると下表の結果となる。

基準分類	基本的観点	評価達成結果*					
4-1	自己評価・学校関係者評価の実施	5	④	3	2	1	N. A.
4-2	自己評価・学校関係者評価の公開	⑤	4	3	2	1	N. A.
4-3	自己評価・学校関係者評価に基づく改善	5	④	3	2	1	N. A.
4-4	企業等との連携による教職研修	5	④	3	2	1	N. A.

\* 5:十分に達成 (100%) 4:概ね達成 (80%) 3:普通 (60%) 2:まだ不十分 (40%) 1:ほとんど進んでいない (20%) N. A.:当てはまらない

## ■基準5 学修成果について

この基準では、認定課程が目的・目標に設定されている学修成果等の達成状況を評価した。特に、職業実践専門課程認定要件に係る教育内容等や、学校が意図している学生が身につける学力、資質、能力や養成しようとする人材像等に関する学修成果があがっているかについても評価した。

各基本的な5-1 単位・修了・資格取得等から見た学修成果、5-2 学生から見た学修成果、5-3 進路の実績や成果から見た学修成果、5-4 修了生・就職先から見た学修成果の観点についての評価達成度を[十分に達成(100%)、概ね達成(80%)、普通(60%)、まだ不十分(40%)、ほとんど進んでいない(20%)、N. A. (当てはまらない)]として分類すると、この一年間で改善できている点もあるが、今後も努力を要する点もある。

特に、学生による授業評価や学修達成度評価・満足度評価については実施二年目に入り、昨年度と比較すると着実に前進していると考ええる。卒業生・就職先関係者については、まだ一部しか意見聴取がなされていなく、今後は組織的かつ全学的に多くのデータの収集を充実していくこととしている。

基準ごとに観点の分析を整理し、当該基準全体に係る自己評価の概要を、社会に分かりやすい形式でまとめると下表の結果となる。

基準分類	基本的観点	評価達成結果*					
5-1	単位・修了・資格取得等から見た学修成果	5	④	3	2	1	N. A.
5-2	学生から見た学修成果	5	④	3	2	1	N. A.
5-3	進路の実績や成果から見た学修成果	5	4	③	2	1	N. A.
5-4	修了生・就職先から見た学修成果	5	4	3	②	1	N. A.

\* 5:十分に達成 (100%) 4:概ね達成 (80%) 3:普通 (60%) 2:まだ不十分 (40%) 1:ほとんど進んでいない (20%) N. A.:当てはまらない